

## 生徒心得

生徒は本校の教育目的および指導方針を理解し、校訓を実践して、明朗な学校生活を営まなければならない。

生徒の日常生活のなかで心得なければならない事項はおおむね次の通りである。

### I 服装について

高等学校生徒としての自分をわきままえ、本校生徒にふさわしい制服を整え、常に清潔質素を旨とする。

式典等の場合には、それぞれの時期にもつとく制服を着用して出席する。

### 男子

1. 黒の標準詰襟学生服とする。本校指定のポタン(大・小)をつける。白色のワイシャツ(本校指定のワッペン付)を着用する。カラーの付いたものを着用する。

夏季(6月1日～9月末日)は夏季略装でもよい。

2. 科別バッチは、左襟の決められた位置につける。

3. シャツはズボンの中に入れ、ベルトをすること。

4. ベルトは革製とし、色は黒で無地とする。

布製のベルトやサスペンダーは禁止とする。

③ セーター・ベストセーターについて  
【2・3年生】

セーター・ベストセーターは、質素な無地で「黒か紺色」のみとする。その際、白ワイシャツ、白ブラウスの上に着用する。ストライプや柄の入った物は禁止とする。(胸のワンポイントに柄には含まない)カーディガンやボタン付きのベストなどは認めない。裾や袖などがだらしなく伸びたセーターの着用は認めない。

式典や集会、校外学習、会社見学などはセーター・ベストセーターのみでの参加は認めない。ただし、女子生徒は夏季略装期間(6月1日～9月30日)につき、本校指定のベストセーターでの参加を認める。

セーター・ベストセーターのみでの登下校は禁止とする。ただし、女子生徒は夏季略装期間(6月1日～9月30日)につき、本校指定のベストセーターでの登下校を認める。

【1年生】

学校指定のセーター・ベストセーターのみとする。

④ ビステ、タートル、ハイネックまたはト

校指定のグラウンド用運動靴を使用する。  
・体育館内では、学校指定の体育館用運動靴を使用する。

・至誠館(武道場)では、裸足または学校指定の体育館用運動靴を使用する。

### 5. かばん

学生用かばん、スポーツバッグ、デイパック等とし、ブックバンド、紙袋、ビニール袋、布袋等は禁止とする。

### 6. 異装の取扱い

(1) 異装の必要が生じたときは、理由、期間等を生徒手帳の「異装届欄」に保護者が記入、捺印し、学級担任の許可を得る。

(2) 異装の必要がなくなつたときは、直ちに学級担任に届け出る。

### II 登校・下校について

#### 1. 登校

(1) 遅刻、欠席のないように努める。

(2) 始業時刻、終業時刻は別に定める。

(3) オートバイ通学は禁止とする。

#### 2. 下校

最終下校時刻は5時00分とし、定時制の授業の妨げにならないこと。

#### 3. 通学途上

本校生徒たることを自覚し、社会道徳の遵守に努めること。

## 女子【1年生】

1. 指定のブレザー、ネクタイ、スカート及び白のブラウス、ワイシャツを着用する。  
夏季(6月1日～9月末日)は夏用ベスト、スカート及び白のブラウス、ワイシャツを着用する。

2. スカートを折らずに購入したときの長さで願くこと。

3. 科別バッチは、ブレザーの左襟につけ、夏季はベストの左胸に付ける。

## 女子【1年生】

1. 指定のブレザー、リボン、スカート及び白のブラウス、ワイシャツを着用する。

スラックススタイルはネクタイを着用する。  
夏季略装期間(6月1日～9月30日)は本校指定のベストセーターを着用すること。

2. スカートを折らずに購入したときの長さで願くこと。

3. 科別バッチは、ブレザーの左襟につけること。

## 男女共通

### 1. 服装

① ワイシャツの下の肌着は白を着用する。(ワイポイントの柄は認める)

② ワイシャツは白(柄なし)を着用する。  
開襟シャツ、ポタンダウン等は禁止とする。

レーナー、パーカー等の衣料を学生服、ブレザーの下に着用することは禁止とする。

⑥ レインコート、防寒衣料は、すべて質素な無地物とし、色は黒、紺、薄茶、グリーン系統とする。飾りの付いたものの着用は禁止とする。

2. 髪、ひげについて

常に清潔を旨とし、前髪は眉毛、横は耳、後ろは襟にかららないこと。

① 染色(茶髪、部分的なヘアーマニキュア、脱色等)は禁止とする。

② ソフトモヒカン、ツーブロック、パーマなどの奇抜な髪形は禁止とする。

③ ひげを伸ばすことは禁止とする。

3. アクセサリーについて

① ピアス・ネックレス・指輪などアクセサリーを身に着けることは禁止とする。

② 化粧等(装飾品、アイプチなど)・カラーコンタクトは禁止とする。

4. 履物は次の使用区分別を守り、その他は禁止する。

・登下校には、革靴・スニーカーまたは運動靴を使用する。

・校内では、学校指定の上履き用運動靴を使用する。

・グラウンドおよびびニースコート内では、学

4. 無断早退、外出の禁止  
始業時刻から終業時刻までは無断での早退、外出は一切認めない。やむを得ず外出する際は、その理由を生徒手帳の外出届欄、あるいは所定の外出届に記入し、学級担任または、関係職員員の許可を得ること。(早退の届け出の方法は、V. 遅刻・早退・欠席・忌引・休学についてを参照のこと)また、許可を得て外出のときは、必要に応じて、外出届を提示すること。

### III 学校内の生活について

1. 昼食用として校内で販売するパン・飲料等は昼休みに各個人で購入する。

2. 持ち物は責任を持って所定の場所に保管する。すべての所持品に記名をし、不必要な物は所持しない。

3. 忘れ物、落し物は学級担任または生活指導部に速やかに届け出る。

4. ロッカーには必ず鍵をかけること。

5. 学校内の整理整頓に努める。

6. 校内では清潔美化に心掛け、自発的に清掃に協力し、よい環境を保つように努力する。

7. 常に安全を心掛ける。

8. 校内では静粛に努める。器物破損の場合は速やかに担任、または管理責任者へ届け出る。事情によっては個人負担となる。

9. 暴力行為は理由の如何にかかわらず認めない。いじめ、もしくはいじめと思われる行為は認めない。
10. 学校の内外を問わず、飲酒喫煙を禁止とする。喫煙器具や電子タバコなどの所持やノンアルコール性や電子タバコなども禁止とする。麻雀及びゲーム性のある遊技は禁止とする。
11. 火災の予防については、不断の注意を怠らない。特にストーブ使用、火気を伴う実習実演などの際は後始末に注意する。
12. 各種運動用具の無断使用を禁止とする。
13. 校舎内での運動を禁止とする。
14. 体育館を無断使用しない。

使用についてはすべて、管理責任職員の指示に従い、体育館使用規約を守る。

15. 図書館の利用については図書館利用規定を守る。

16. 保健室の利用については保健室利用規定を守る。なお、病氣、外傷等で早退する場合は、担当職員の指示を受け、学級担任の許可を得る。

17. 放課後の教室の使用は、学級担任または管理する教職員の許可を必要とする。

18. 校内にポスターその他の掲示を行う場合は生活指導部または生徒会の承認を得なければならぬ。

を禁止し、指導期間を設ける。それでも使用状況が改善されない場合は、販売を停止する。

23. 駐輪について

- ① 学年で定められた場所に駐輪すること。
- ② 学校の登録シールが貼ってあること。
- ③ 自立できないう自転車、ブレーキがついていないなど道路交通法に違反する自転車は許可しない。

24. カップ麺について

カップ麺は校内持ち込み禁止とする。

IV 学校外の生活について

1. 交通事故・街頭補導・不良行為による被害などの事実があったときは、その大小にかかわらず速やかに、学級担任または日直職員に連絡する。特に休日または休業中は機を逸すことなく連絡する。

2. 休業中に対外試合や旅行などを、学校の名において行う場合は、事前に学級担任または関係職員を経て学校長に届け出て許可を得る。

3. アルバイトは原則として禁止とする。

V 遅刻・早退・欠席・忌引・休学について  
1. 遅刻・早退・欠席の場合は原則として、事前連絡を学級担任に行う。

2. 欠席・早退・遅刻の際は、生徒手帳の諸届欄に保護者が記入捺印し、学級担任に提出す

7. 正当な理由なく欠席したものはその教科の追調査を認めない。

8. 携帯電話等の通信機器は、電源を切ってカバンにしまふ。時計の代わりとして机の上に置くことは禁止する。違反した場合は、不正行為として扱う。

9. 監督の先生の指示に従うこと。

10. 考査に関係のないものは、カバンにしまい、考査中はさわらないこと。

VII 礼儀について

目上の方を敬い、友人間においても礼儀を尽くす。蔵前工業高校生としての誇りを持ち、常に服装・態度・言動などに注意を払う。

VIII て  
休 日、休業中における学校施設の利用について

1. 使用当日は登校時と下校時に必ず職員に連絡をとる。(休業中は日直職員)

2. 責任者は使用場所や用具の後始末を確実に行う。

3. 施設の使用について関係職員や日直職員の指示があったときにはこれに従う。

19. 生徒旅客運賃割引証・学証明書等の各種証明書・通学区間変更等の各種届は、経営企画室の窓口で申請書または届出用紙を受け取り、必要なものは担任等の承認を得たのち、経営企画室に提出し交付を受ける。

20. 学校徴収金(種立金、生徒会費、PTA会費)は学校指定の納入方法(郵便局の自動払込システム)により納入する(授業料と異なり不徴収の制度はない)。また授業料の徴収対象者の場合、納入は口座振替により年2回指定金融機関より自動的に引き落としされる。どちらの場合も不足があると引き落としが不可能になるので残高不足のないよう注意する。なお経済的な理由により、就学困難な者には授業料のみ、減額あるいは免除の制度があるので、担任または経営企画室に申し出る(学校徴収金には減免の制度はない)。

21. 携帯電話等の通信機器については、授業の妨げにならないように電源を切っておく。

22. 自販機の取り扱いについて

- (1) 自販機を大切に扱う。
- (2) 休み時間・放課後以外は、購入しない。(授業に支障をきたすような時間帯に購入をしてはいけない。)
- (3) 空き容器は、分別して処理する。
- (4) 使用に関して問題が生じた場合は、使用

3. 予測しない遅刻については登校後、速やかに授業担当の職員に必ず届け出ること。

登校後、学級担任に必ず届け出ること。登校後、体調等やむを得ぬ事情で早退する必要があるときは、必ず学級担任に届け出て、許可を得てから下校すること。

4. 休学については保護者から学級担任に連絡し、速やかに手続きをとる。

5. 忌引については次の通りとする。

- 1) 父母 7日以内
- 2) 祖父母 3日以内
- 3) 兄弟姉妹 3日以内
- 4) 伯叔父母 1日以内

\* ただし、遠方の場合は往復に要する日数を考慮する。

VI 定期考査について(諸注意)

1. 座席の配列は教卓に向かって左側前列より出席番号順に座る。

2. 教科書、ノート等はかばんに入れて椅子の下に置く。

3. 消しゴムその他の貸借は一切禁止とする。

4. 不正行為は絶対にしてない。(下敷きの使用は不可)不正行為については厳しく指導する。

5. 原則として途中退席は認めない。

6. 遅刻したものは残余の時間で受験すること。